



関東ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和 6 年 1 月 31 日

関東ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、関東ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

【関東ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	「胃癌の疑い」に対するAFPの算定は認めない。 ただし、AFP 産生胃癌を疑わせる傷病名やコメントがある場合には個別に判断する。	AFP 産生胃癌はまれな症例であることから、一律的に胃癌の疑いのみでの AFP 検査は認めない。 しかし、AFP 産生胃癌の頻度は全胃癌の 1.5～5.4%程度あり、脈管侵襲が高度で、高率に肝転移やリンパ節転移を来し、生物学的悪性度の高い予後不良な胃癌であることから、AFP 産生胃癌を疑わせる傷病名や医学的に妥当なコメントがある場合には個別に判断する。	適用診療月 令和 6 年 5 月 診療分 令和 7 年 9 月 30日に「審査の 一般的な取扱い (医科)」として 公表

本件に関する問合せ先

関東審査事務センター

外科審査室脳外科・外科審査課 中島(TEL:03-6778-4239)